


熊谷市 (埼玉県)

(2005年12月16日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式： 新設 ・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有 (人口要件・市の全域を含む新設合併) ・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：192,527人 (高齢化率 ⁽²⁾ 15.2%)	面積 ⁽³⁾ ：137.03k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：61人 (法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,124人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：56,194,307千円		
うち、地方税25,119,672千円、地方交付税4,250,000千円		
合併特例債発行予定額17,550百万円／同限度額37,890百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業4.8%、第二次産業31.5%、第三次産業63.7%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2004年度「市町村別決算状況調」。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧熊谷市	156,216人	14.9%	85.18k m ²	29人	883人	0.880	81.2%
旧大里町	8,129人	17.2%	15.58k m ²	16人	88人	0.450	84.8%
旧妻沼町	28,182人	16.1%	36.27k m ²	18人	183人	0.645	82.7%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<④少子高齢化、⑤財政状況、⑥行政改革></p> <p style="padding-left: 20px;">行財政改革を積極的に進め、足腰の強い自立した自治体をつくるため</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑤新市の名称></p> <p style="padding-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="padding-left: 20px;">住民投票により、法定の合併協議会を廃止した経緯があったので、関係市町の首長・議会・住民において、合併することについての合意を重視した。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p style="padding-left: 20px;"><合併推進の具体的な活動></p> <p style="padding-left: 20px;">①住民との対話集会(ハートフルミーティング)で、住民の声を聞き、また、合併の必要性を説明した。</p> <p style="padding-left: 20px;">②地方分権・合併対策特別委員会を設置し、先進地の視察や研究を行った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
2002年6月から2003年1月まで、大里郡市(2市7町)で合併研究会を設置し、合併に関する研究を行った。 また、2003年4月から2004年5月まで、大里郡江南町を含む1市3町で法定の合併協議会を設置し、合併協議を行った。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合(複合的一部事務組合を含む)の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
全国的な合併協議機運のなかで、「大里はひとつ」のスローガンが合併研究会の発足のきっかけとなった。	
(5) 任意の合併協議会(設置しなかった)	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会(設置期間:2004年6月1日~2005年9月30日)	
住民発議等	有(直接請求・住民発議)・無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各4名、都道府県職員(埼玉県北部地域創造センター所長)、大学等の研究者、共通の学識経験者2名 計31名
運営上の工夫	特になし。
(7) 基本5項目(①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)	
<協議を行ううえでの工夫> 法定協議会を設置する前に、首長間である程度の合意を得ていた。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始:	04年6月 04年6月 04年6月 04年6月 04年7月
合意:	04年6月 04年6月 04年6月 04年6月 04年7月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
特になし。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
3自治体以上での合併であり、また、法定合併協議会を設置する前に、首長間で合意があった。	
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>	
2005年10月1日合併	
大前提としては、旧合併特例法の適用を受けられることがあげられる。 統合電算システムの本稼動、庁舎のレイアウト変更等、スムーズに新市に移行するために開庁日までに2日間の休日があり、また、第三四半期の始まりで区切りの良いこと等を考慮し、決定した。	

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募有・無				
決定手続：新市の名称を「熊谷市」とすることについて意見を求めたところ、2町の委員から、全く違和感がなく、メリットが非常に大きいとの意見が相次ぎ、その場で決定した。 選定理由：熊谷气象台（毎日、天気予報に出る）の存在、自動車の熊谷ナンバー、新幹線も停車する熊谷駅の存在等、熊谷の名称は全国的に知名度が高い。				
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設・新規建設				
既存の施設を使用する場合、職員数・建物の規模等を考慮すると、旧熊谷市庁舎を新市の事務所とすることが適当であった。 （新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い） 新市の支所とした。				
<基本項目⑤「財産の取扱い」> （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産） 正負ともになし				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：10ヵ年 理由 合併特例債の起債が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度に限り認められていることを考慮した。				
<策定に当たっての工夫> 各市町の総合振興計画の施策を引き継ぐだけでなく、アンケートや有識者ヒアリング、職員のワークショップ等幅広い層の意見を取り入れた。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 各市町の総合振興計画の施策を引き継ぎながら、新市において健全な財政運営が行われるよう配慮した。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容> 合併による新規事業は原則なしとし、各市町の総合振興計画の中から必要な施策を精査した。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	58,384	47,474	47,319	46,757
地方税	26,074(44.7)	26,742(56.3)	26,308(55.6)	25,867(55.3)
地方交付税	5,271(9.0)	4,041(8.5)	4,337(9.2)	4,205(9.0)
歳出合計	56,139	47,474	47,319	46,757
人件費	12,089(21.5)	12,380(26.1)	12,003(25.4)	10,873(23.3)
(参考:一般職員数)	(1,154人)			
公債費	6,171(11.0)	6,158(13.0)	6,175(13.0)	5,314(11.4)
普通建設事業費	9,380(16.7)	2,043(4.3)	2,068(4.4)	3,248(6.9)
(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等				
行っていない。				

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全6号。配布方法：市報・町報との同時配布） ・HPの開設（2004年6月開設、月3回定期更新、アクセス数 約3万回） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名称)：まちづくりに関する住民アンケート調査 (時期)：2003年7月30日から8月22日まで (対象者)：住民基本台帳から18歳以上75歳未満の住民を無作為に10,400人抽出 (方法)：投票方式・ <input checked="" type="checkbox"/> アンケート方式 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 訪問	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：合併協議会助成事業費補助金 3,271千円（年度あたり） 合併準備支援事業交付金 100,000千円（1回だけ） 人的支援：県職員1人に、合併協議会委員をお願いした。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
委託費	15,878千円
委託内容	新市建設計画策定支援業務、事務事業一元化支援業務、例規整備業務など。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（定数特例（定数 人）・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例（在任期間1年7ヶ月））・無
その理由	関係市町の議員には、合併後の一定期間、新市建設計画の実施状況を見守る責務がある。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2006年8月31日まで特例措置を適用）・無
その理由	合併後、農地法に係る許認可事務や証明発行等が滞ることなく実施できる。また、旧熊谷市と妻沼町の選挙による委員については、在任期間が2か月で失職することになってしまうため、合併特例法第8条第1項第1号を適用した。
(3) 三役	
旧熊谷市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は退職。
旧大里町	町長は職務執行者、助役、収入役は退職。
旧妻沼町	町長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>合併の効果を踏まえた定員適正化計画を速やかに策定する <新規採用の抑制>合併前より新規採用の抑制を基本とし、特に合併年度には一般行政職職員の採用は実施しないこととした <その他>新市の定員適正化計画については、現在策定に向け検討中
給与の調整	<給料表の統一>市の7級制給料表をベースに5級と6級の間の新6級を創設。現6級7級を新7級8級として、8級の給料表により統一した。 <その他>2町出身の職員については、各人の昇給期に新給料表へ移行することとし、移行期までは現給とすることにより合併時における人件費（給料）増とならないような調整を図った

役職の調整	主任級までについては、合併前の市の昇格基準に基づき職名を統合した。また、管理職については職名の変更を伴うことがあったものの、係長級以上の職員については、原則として合併前の各人の役職を保障することとして調整を図った。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧熊谷市	合併前の支所 6 か所及び出張所 4 か所は、名称を出張所に統一して、引き続き設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・無	
その理由	合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるため	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税法人税割	旧熊谷市 12.3%、14.7% 旧大里町 12.3% 旧妻沼町 12.3%	2006 年度から旧熊谷市の例に統一
都市計画税	旧熊谷市 0.3% 旧大里町 課税なし 旧妻沼町 0.3%	2005、2006 年度 現行のとおり 2007 年度 0.1% (旧大里町分) 2008 年度 0.2% (旧大里町分) 2009 年度 0.3%に統一
(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
上水道料金	合併後、新水道事業計画を策定のうえ再編する。	
下水道料金	合併後、再編する。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
賦課徴収方法	1 市 2 町とも 賦課方式→4 方式 徴収方法→普通徴収	調整の必要なし。
所得割	旧熊谷市 8.1% 旧大里町 7.0% 旧妻沼町 7.1%	合併後、3 年度を目途に再編・統合する。
資産割	(固定資産税のうち土地と家屋の部分) 旧熊谷市 33% 旧大里町 39% 旧妻沼町 35%	合併後、3 年度を目途に再編・統合する。
均等割	旧熊谷市 13,500 円 旧大里町 13,200 円 旧妻沼町 15,600 円	合併後、3 年度を目途に再編・統合する。

平等割	旧熊谷市 17,500 円 旧大里町 15,600 円 旧妻沼町 18,600 円	合併後、3 年度を目途に再編・統合する。
(12) 介護保険事業 (調整方針：従来から同一金額のため調整不要)		
第 1 号被保険者の月額基準保険料	旧熊谷市 2,667 円 旧大里町 2,667 円 旧妻沼町 2,667 円	
(13) 電算システムの取扱い (新規システムを構築した)		
整備方法	住民情報系システム、内部情報系システム、ネットワークに分け、「電算システム統合基本方針」に基づき、それぞれ採用システムを決定し、業務委託を行った。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	旧大里町が既に大字を削除していたため、「大字〇〇〇」を「〇〇〇」というように名称の変更を行った。また、同一又は類似の名称である旧妻沼町の「小島」、「台」、「中央」は、それぞれ「妻沼小島」、「妻沼台」、「妻沼中央」とした。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果： 10,100 百万円/ 10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2005 年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2005 年度)
(3) 合併による効果	
<p><①住民の利便性の向上> 開庁時間を 2 町に合わせ 15 分間延長し、また、妻沼町で行っていた土曜日の休日開庁を、新市においても実施した。 窓口事務を取扱う箇所は、結果的に新市全体では増え、住民の利便性の向上につながった。</p> <p><②サービスの高度化・多様化> おおむね旧熊谷市のサービス水準に合わせたことで、サービスの高度化・多様化を実現できた。</p> <p><⑤行財政の効率化> 総務・企画等いわゆる管理部門を統合することにより、人員削減が図られ、その分を市税の特別徴収チームに充てるなど組織の効率的運用が可能となった。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策 <特になし>	
(5) 残された課題	
特になし。	